

みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設
長期包括運営管理業務委託
実施要領

佐 野 市

令和8年8月

目 次

1	業務の目的	1
2	業務名、業務場所、業務内容、履行期間	1
3	資格要件	2
4	プロポーザル方式により候補者を特定する理由	4
5	プロポーザル方式の方法及び理由	4
6	事務手順及びスケジュール	5
7	提案限度価格	11
8	選定方法及び評価基準	11
9	提案方法	11
10	結果通知	11
11	結果の公表事項及び方法	12
12	契約等に関する事項	12
13	参加者の失格	12
14	その他の留意事項	13
15	問い合わせ先（所管課）	13

みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設長期包括運営管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、本施設に搬入される一般ごみ（収集可燃ごみ、一般持込可燃ごみ）及び併設のリサイクルプラザから排出されるリサイクル残渣（可燃性粗大ごみの破碎ごみ、不燃ごみ処理後の可燃物）の処理を、本施設において適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運営管理と経費の効率化を図ることを目的として、包括的に委託するものである。

2 業務名、業務場所、業務内容、履行期間

（１）業務名

みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設長期包括運営管理業務委託

（２）業務場所

栃木県佐野市町谷町206番地13

みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設

（３）業務内容

運営事業者が実施する本業務の範囲は、次のとおりとする。なお、各業務における具体的な内容については、「要求水準書」を参照すること。

- ① 本施設内の全ての焼却処理設備及び建築設備の維持管理、点検、保全（補修・更新）
- ② ごみ量、ごみ質、排ガス、温度、電力、水質等の各データに基づく適正な運営管理とデータ管理
- ③ 中央制御室における本施設内全ての機械施設及び設備の運転監視、保安の確保並びに各現場作業員への指示
- ④ 運営に必要な資材の受入及び運営管理上必要な工作機械、計測器類、工具類、予備品、消耗品等の管理
- ⑤ 隣接する余熱利用施設（みかもリフレッシュセンター）への高温水供給に係る運営管理、点検、保全（補修・更新）
- ⑥ 本施設内の清掃業務
- ⑦ 本業務に従事する者への研修及び運転操作習熟
- ⑧ その他必要な業務

（４）履行期間

契約締結日から令和19年3月31日までとする。

ただし、運営事業者は、契約締結日から本業務開始までの約3ヶ月間の業務引継ぎ期間において、現運営事業者と引継ぎを行うこと。この業務引継ぎ期間に発生する費用は運営事業者の負担とする。

3 資格要件

(1) 提案者の備えるべき資格要件

提案者は、次の資格要件を全て満たすものとする。

また、本市は、提案者の資格の確認を行うために以下の事項を確認するものとし、資格要件の確認基準日は、応募書類の提出期限である令和8年8月25日（火）とする。

1) 提案者の構成等

- ① 提案者は、本業務を実施する予定の単体企業、または複数の企業によって構成されるグループ（以下、「企業グループ」という。）とする。
- ② 本業務において特別目的会社（以下、「SPC」という。また、SPC設立の詳細については、「3. SPCを設立する場合の要件」を参照のこと。）を設立するか否かは、提案者の提案によるものとする。SPCを設立する場合は、SPCに出資する企業（以下、「構成員」という。）とSPCに出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して、以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。なお、構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。
- ③ 企業グループの構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本業務の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）及び参加資格審査申請書類の提出時に、企業グループの構成企業を本業務の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。
- ④ 企業グループは、構成員の中から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ⑤ 参加表明書提出以降、提案者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合には、この限りではない。
- ⑥ 提案者の構成企業は、他の提案者の構成企業になることはできない。
- ⑦ 提案者と関連会社の関係にある企業が、他の提案者、構成企業となることはできない。
- ⑧ 同一提案者が複数の提案を行うことはできない。

2) 提案者の資格要件

- ① 令和7・8年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿で、「大分類M（施設・整備等維持管理）」のうち「小分類1（施設・整備運転管理）」に登録されている者であること。
- ② 応募書類提出時において、佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- ③ 業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

3) 本業務を行う者の資格要件

本業務を行う者は、以下の要件を全て満たすものとする。

なお、企業グループで応募する場合は、全ての構成員が満たす必要はなく、本要件を満たす構成員が企業グループの構成員に含まれており、かつ企業グループとして全ての実績を有すること。

- ① 包括運営管理（点検・整備業務、保全業務（補修・更新）、清掃業務をいう。）の実績
ア 地方公共団体^{*1}が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却炉（流動床式ガ

ス化溶融施設)の包括運営管理に関する3年以上の実績を設置者と直接契約として有していること。また、SPCの構成員、協力企業としての実績であった場合についても、上記と同様とする。

イ 地方公共団体^{※1}が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却炉におけるボイラ発電の包括運営管理に関する3年以上の実績を設置者と直接契約として有していること。また、SPCの構成員、協力企業としての実績であった場合についても、上記と同様とする。

ウ 地方公共団体^{※1}が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却施設における余熱利用施設への高温水又は蒸気供給の包括運営管理に関する3年以上の実績を設置者と直接契約として有していること。また、SPCの構成員、協力企業としての実績であった場合についても、上記と同様とする。

② 本件要求水準書に示す、廃棄物処理施設技術管理者等の資格者、経験者を事業運営準備期間中に配置し、運営引継ができること。

※1 地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

4) 構成企業の制限

次に該当する者は、提案者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ③ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- ⑦ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑧ 国税、または地方税を滞納している者。
- ⑨ 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）の規定に該当しない者であること。
- ⑩ 本市が本業務に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、またはこれらの者と人事面において関連がある者。なお、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本業務に関し、本市の発注支援業務を行う者及び提携関係にある者は、以下のとおり

である。

- ・株式会社オオバ
- ・さの総合法律事務所

5) S P Cを設立する場合の要件

- ① S P Cを設立する場合、候補者は、本市と速やかに長期包括運営管理業務委託契約を締結し、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社としてS P Cを市内に設立すること。なお候補者は、本市と締結した本契約の内容（S P Cの設立に係る基本的事項及び本契約の締結に向けた基本合意）をS P Cの設立後にS P Cに移譲する。
- ② S P Cへの出資は候補者の全ての構成員によるものとし、候補者の構成員以外の者の出資は認めない。また、候補者の構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとする。
- ③ 全ての出資者は、長期包括運営管理業務委託契約終了までS P Cの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6) 構成企業の変更の制限

本業務の候補者となってから契約期間終了まで、構成企業及びその役割の変更及び追加等は、本市の事前の承諾がある場合を除き認めない。

7) 代表企業の責任

企業グループ（S P Cを設立する場合も含む）を構成する各企業は、企業グループ、または企業グループ構成企業の各債務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとする。また、各業務を担当する構成企業による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、他の構成企業が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を行うものとする。

なお、他の構成企業が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を講ずることができない場合は、代表企業がその責任の一切を負うこと。

4 プロポーザル方式により候補者を特定する理由

本業務は、ごみ焼却処理施設の運営に実績経験が豊富であり、高い専門性を有する業者を選定する必要がある。そのため、本業務の候補者を特定するにあたり、価格のみによる競争では目的を達成できない恐れがあることから、技術力、実績等を有した候補者を特定することができる公募型プロポーザル方式を採用するものである。

5 プロポーザル方式の方法及び理由

(1) 方式

公募型プロポーザル方式とする。

(2) 理由

広く参加者を募集して、最良の効果をもたらす提案を行った事業者を選定するため。

6 事務手順及びスケジュール

(1) スケジュール表

日 程	内 容
令和8年8月3日（月）	公募型プロポーザルの公告及び実施要領等の配布
令和8年8月3日（月）～17日（月）	実施要領等に関する質問の受付期間
令和8年8月20日（木）	実施要領等に関する質問の回答
令和8年8月20日（木）～25日（火）	応募書類の提出期限（参加表明書等）
令和8年9月11日（金）	提案資格確認結果の通知 プロポーザル参加要請書の通知 （提出意志確認書、提案書提出期限）
令和8年9月14日（月）～24日（木）	現地説明及び現地見学、図書閲覧 提案書作成等に関する質問及び競争的対話に関する質問受付期間
令和8年9月28日（月）	提案書類作成等に関する質問の回答
令和8年10月1日（木）～7日（水）	競争的対話の実施
令和8年10月26日（月）	提案書類提出締切
令和8年11月上旬～中旬	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和8年11月中旬～下旬	候補者の特定
令和8年11月下旬	基本協定書の締結
令和8年12月中旬頃	本契約
令和9年1月～3月	運営引継ぎ期間

(2) 応募手続きの詳細等

1) 実施要領等の配布方法

佐野市のホームページからダウンロードすること。

(アドレス <http://www.city.sano.lg.jp/>)

2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年8月3日(月)から令和8年8月17日(月) 17時00分まで

② 質問の方法

実施要領等に関する質問書(第1-1号様式)に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受け付けない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows 版)とする。

なお、電子メールによる提出後に、必ず着信を確認すること。

③ 提出先

15 問い合わせ先(所管課)に同じ

3) 参加表明書等の提出期限及び提出方法

参加者は、様式集の記載に従い、参加表明書等を提出する。

① 提出期限

令和8年8月25日(火) 17時00分まで

② 提出場所

15 問い合わせ先(所管課)に同じ

③ 提出方法

持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。持参による場合は、「佐野市の休日定める条例」に規定する休日(以下「休日」という)を除く、9時00分から17時00分までに提出すること。

④ 提出書類

提出書類は、正本1部を提出する。

ア 参加表明書(別記様式第1号)

イ 構成員または協力企業役割分担表(第2-1号様式)

ウ 参加資格確認申請書(第2-2号様式)

エ 包括運営管理の実績(第2-3号様式)

オ 委任状(第2-4号様式)

以下の資料は、企業グループの場合は全員提出すること。

- ・会社概要
- ・業務経歴書

- ・登記簿謄本
- ・財務諸表（3カ年）
- ・その他参加資格要件を証明する書類

4) 提案資格確認結果の通知

本市は、参加資格審査申請書類等を提出した参加者に対し、提案資格確認結果を参加者（複数の企業によって構成されるグループで応募した者については代表企業）に対し通知する。

- ① 確認を行った結果、参加者として選定された場合は、選定された旨とプロポーザル参加要請を書面（提案資格確認結果通知書（別記様式第2号））、（プロポーザル参加要請書（別記様式第3号））により通知する。また、プロポーザル参加要請書を受けた者は、提出意思確認書（別記様式第4号）を速やかに提出すること。
- ② 確認を行った結果、非選定となった場合は、選定されなかった旨を書面（提案資格確認結果通知書（別記様式第2号））により通知する。
- ③ 上記②の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、非選定理由について説明を求めることができる。
- ④ 提出方法
1 5 問い合わせ先（所管課）に同じ
- ⑤ 上記③の説明請求があった場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。
- ⑥ 通知予定日
令和8年9月11日（金）
- ⑦ 通知方法
本市より確認結果を郵送する。
- ⑧ 異議申し立て
参加者は、参加資格審査の結果に異議がある場合は、本市に対して異議申し立てすることができる。本市は、これに対して文書で回答する。

5) 現地見学

本市は、参加資格審査に合格した者（以下、「参加者」という。）のうち希望者に対して、現地説明及び現地見学を次のとおり行う。なお、現地説明及び現地見学を希望する参加者は、速やかに現地説明及び現地見学申込書（第1-3号様式）を佐野市 農林環境部 衛生施設課 施設係に電子メールにより提出すること。また、参加者は、守秘義務に関する誓約書（第1-4号様式）及びホームページよりダウンロードした実施要領等の資料を持参して参加すること。

① 現地見学実施日

令和8年9月14日（月）から令和8年9月24日（木）

② 時間及び場所

時間：9時00分から16時00分まで（参加者ごとに実施時間を指定する。）

場所：みかもクリーンセンター3階研修室

現地説明終了後、現地見学を行う。

6) 図書閲覧

本市は、参加者に対する図書閲覧を次のとおり行う。図書閲覧を希望する参加者は、速やかに図書閲覧申込書（第1-5号様式）を佐野市 農林環境部 衛生施設課 施設係に電子メールにより提出すること。なお、図書の複写または撮影は禁止とする。また、本市職員の立会いのもとに行うものとする。

① 実施日

令和8年9月14日（月）から令和8年9月24日（木）

② 時間及び場所

時間：9時00分から17時00分まで

場所：みかもクリーンセンター3階研修室

③ 開示予定図書

開示予定図書は下記に示すとおりである。このほか、閲覧を希望する図書がある場合、図書閲覧申込書（第1-5号様式）の提出時に希望図書リストを提出すること。

ア 竣工図（フローシート、機器配置図、特殊工具リスト含む）

イ 全体取扱説明書VOL. 1～VOL. 24

ウ 精密機能検査報告書

エ 設計仕様書

オ 潤滑油リスト

カ 運転データ（モニタリング資料、定期点検報告書）

7) 提案書作成等に関する質問の受付

提案書類作成等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年9月14日（月）から令和8年9月24日（木） 17時00分まで

② 質問の方法

提案書類作成等に関する質問書（第1-2号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows 版）とする。

なお、電子メールによる提出後に、必ず着信を確認すること。

③ 提出先

1 5 問い合わせ先（所管課）に同じ

8) 提案書類作成等に関する質問に対する回答

提案書類作成等に関する質問に対する回答書を次のとおり公表する。なお、電話及び口頭での回答等、個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

① 回答予定日

令和8年9月28日（月）

② 回答方法

全ての質問及び回答を本市ホームページにて掲載する。

9) 競争的対話の実施

提案資格審査通過者（参加資格審査を通過した参加者の構成企業で構成されるグループをいう。以下同じ。）は原則として、以下に定める提出書類に基づいて、競争的対話に参加すること。出席者は資格審査通過者の構成企業に所属する者とし、1グループにつき5名以内とする。

競争的対話は、要求水準書等について市と民間事業者の認識に齟齬がないこと、より適確な提案につなげることを目的に実施するものであり、提案概要書の提案内容の評価は行わない。

① 受付期間

令和8年9月14日（月）～令和8年9月24日（木）17時00分まで

（②ウの提出については、令和8年9月30日（水）17時00分まで）

② 提出書類

ア 競争的対話に関する質問書（第1-2号様式を準用） 1部

募集要項等に関し、対話の中で市に直接確認したい事項を示すこと。

イ 競争的対話実施日時調整書（第1-3号様式を準用） 1部

※開催日時の中で、第1希望から第3希望を記入すること。

ウ 提案概要書（第3-1号様式～第3-5号様式を準用） 3部

以下の項目について、提案の概要及び市への確認事項を分かりやすく示すこと。

③ 提出方法

提出書類ア及びイは電子メールにファイルを添付し、開封確認付メールで提出すること。提出書類ウは、持参又は郵送等により「2（14）問い合わせ先（所管課）」に提出すること。なお、提出書類ウを郵送等にて提出する場合は、受付期間内に必着とすることとし、郵送等の場合は必ず配送追跡確認がとれるものを利用すること。

④ 開催日及び開催場所

ア 開催日 令和8年10月1日（木）～10月7日（水）

イ 開催場所 みかもクリーンセンター3階研修室

ウ 当日連絡先 「15 問い合わせ先（所管課）」に同じ

10) 提案書の提出期限及び提出方法

参加者は、実施要領等の記載に従い、提案書提出様式（別記様式第5号）、提案内容記載様式（第3-1号様式～第3-5号様式）を提出する。

① 提出期限

令和8年10月26日（月）17時00分まで（必着）

② 提出場所

15 問い合わせ先（所管課）に同じ

③ 提出方法

持参、または郵送等とする。ただし、郵送等の場合は提出期限内に必着すること。

④ 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、正本1部、副本10部（会社名が特定できないような表記とする。本市から送付された提案資格確認結果の通知書に記載された「受付グループ名」を記載する。）を提出する。なお、製本方法は、紙製フラットファイルA4版とする。

また、提出書類を電子データとしてCD-ROMにより2部提出すること。

提案書は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。

また、運営管理業務提案書等の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

ア 提案書（別記様式第5号）

イ 価格提案書（封筒に入れ封印し、会社名を記載する）（第3-3号様式）

ウ 運営管理業務提案書（第3-1号様式～第3-2様式-⑦、第3-4号様式-①～⑤）

エ 参考資料（第3-5号様式）

11) 提案書類プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書提出者が提出した提案書類について、ヒアリングを実施する。

① 日時

令和8年11月上旬～中旬予定（詳細は後日通知する。）

② 場所

別途開催場所を指示する。

③ 留意事項

ア プレゼンテーションは15分、質疑応答は10分、合計25分とする。（提案事業者数によっては、時間を変更する場合がある。）

イ パワーポイントを用いて説明を行う場合、パソコン、プロジェクターは、提案書提出者が持参すること（スクリーン及び電源は本市が用意する）。

ウ 追加資料の配布は不可とする。

エ 提案内容ヒアリングで確認された事項、本市と提案書提出者の協議で合意に至った事項を反映した運営管理業務提案書（改訂版）を提出させることがある。その

場合は、速やかに作成し、持参または郵送にて本市に提出する。提出部数は、正本1部、副本10部（会社名が特定できないような表記とする。本市から送付された資格審査結果の通知書に記載された「受付グループ名」を記載する。）とする。

オ プレゼンテーションを行う際は、企業を特定できるようなものは身に着けない等、留意すること。

7 提案限度価格

金10,846,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。ただし、見積書を提出する際は、提案限度価格を超えることはできない。

8 選定方法及び評価基準

（1）方法

参加表明書、提案書及びプレゼンテーションの評価による。評価基準に示すとおり。

（2）基準

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、評価点数の合計が最も高い者を最優秀者とする。

9 提案方法

業務内容説明書に記載のとおり各様式を期限までに提出すること。なお、各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること。

10 結果通知

（1）提出した提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面（結果通知書（別紙様式第6号））により通知する。

（2）提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面（結果通知書（別紙様式第6号））により通知する。

（3）上記（2）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりとする。

① 受付場所 「15 問い合わせ先（所管課）」に同じ

② 受付時間 9時00分から17時00分まで

（4）提出方法

持参、または郵送等とする。ただし、郵送等の場合は提出期限内に必着すること。

（5）上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

1 1 結果の公表事項及び方法

佐野市プロポーザル方式実施要綱第19条第1項各号の内容について公表する。
公表の方法は、佐野市ホームページ及び農林環境部衛生施設課での閲覧とする。

1 2 契約等に関する事項

(1) 候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の相手方として特定するとともに、本契約への合意形成に向けた基本協定書を締結する。

これに基づき業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積書の受領及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき。
- ② 最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき。
- ④ 最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき。
- ⑤ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。
- ⑥ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき。

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に細部について、市と打合せを行い、予算の範囲内で受注業務内容及び契約金額を決定する。

(3) 契約保証金

本業務の契約締結にあたっては、佐野市財務規則第94条の規定に基づき契約保証金を納付するものとする。

ただし、本市を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合などは、納付を免除することができる。

1 3 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他本要領の定めに関反した場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

1 4 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び候補者の特定は、「佐野市みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設長期包括運営管理委託選定委員会」において行う。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等は返却しない。
- (6) 本説明書に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

1 5 問い合わせ先（所管課）

〒327-0812 栃木県佐野市町谷町 2 0 6 番地 1 3

佐野市農林環境部衛生施設課（みかもクリーンセンター）

TEL 0283-86-8170(直通)

FAX 0283-22-3593

e-mail : eisei@city.sano.lg.jp